


# 船舶事故調査報告書

令和2年7月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年11月17日 13時55分ごろ
発生場所	香川県土庄町小島北方沖 おおべ 大部港1号防波堤灯台から真方位254° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 32.2′ 東経134° 14.3′）
事故の概要	プレジャーボート柏原Vは、揚錨作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和元年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 柏原V、3.2トン 271-37823岡山、個人所有 8.56m（Lr）×2.47m×1.16m、FRP ディーゼル機関、158kW、平成23年6月 （写真1参照）
	
	写真1 本船
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年6月16日 免許証交付日 平成27年7月23日 （令和3年6月15日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時

## 事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、令和元年11月17日08時00分ごろ小島の周辺海域に向けて岡山県岡山市所在のマリーナを出航した。

本船は、小島東方沖及び同北東方沖で釣りを行った後、12時00分ごろ同北方沖に移動して錨泊し、釣りを開始した。

船長は、13時50分ごろ釣りを終え、揚錨の目的で前部甲板に赴き、クリートに結んでいた直径約15mmのアンカーロープをほどき、同ロープをバウデッキに取り付けられたアンカーウインチのローラに一巻きした後、同ウインチのスイッチをONとして同ロープの巻上げを開始した。(写真2参照)



写真2 アンカーウインチ

船長は、巻上げの途中でアンカーロープが緊張してアンカーウインチに負荷がかかり、ローラが空転し始めたのを認め、本海域の底質は岩が多いので、錨が岩に引っ掛かったと思った。

船長は、一旦アンカーロープの緊張を緩めて錨の引っ掛かりを外そうと思い、アンカーウインチを作動させたまま、右足をバウデッキに掛け、空転しているローラの少し前の同ロープを右手でつかんで船首方に送り出そうとした瞬間、13時55分ごろ右手が船尾方に引っ張られ、同ロープとローラとの間に右手小指が挟まった。(図1参照)



図1 アンカーロープを船首方に送り出そうとする船長の状況  
(イメージ)

船長は、振り返ったところ、知人の1人（以下「同乗者A」という。）がローラの後部でアンカーロープを船尾方に引っ張っているのを認めた。

本船は、知人の1人（以下「同乗者B」という。）が錨を巻き上げた後、応急手当をした船長が操船に当たり、帰途についた。

同乗者Bは、帰航中に119番通報を行った。

船長は、15時00分ごろ本船がマリナに到着し、救急車で病院に搬送されて右小指切断と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、約35年の乗船経験を有し、他の船舶においてローラへの巻込み事故が起きていることを知っていたので注意をしていたものの、本事故時、アンカーロープを前方に送り出そうとした際、慣れと油断からアンカーウインチのスイッチをOFFにしていなかった。

船長は、アンカーウインチに関する知識がない同乗者Aが揚錨作業を手伝おうとしてアンカーロープを船尾方に引っ張ったので、空転していたローラに同ロープが噛み、同ロープをつかんだ右手が船尾方に引かれたと本事故後に思った。

船長は、本事故時、同乗者Aが後部甲板に居ると思っており、前部甲板に来ていたことに気付いていなかった。

船長は、本船の運航上の作業は全て自分で行っていたので、同乗者Aに揚錨作業の方法やアンカーウインチの危険性を説明していなかった。

分析

乗組員等の関与

あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象等の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし</p> <p>本船は、小島北方沖において揚錨作業中、錨が海底に引っ掛かってアンカーロープを巻いたローラが空転した際、船長が、同ロープの緊張を緩める目的で、同ロープを船首方に送り出そうとしてアンカーウインチを作動させたままローラ前方の同ロープをつかんだことから、同乗者Aがローラ後方の同ロープを引いた際、ローラに噛んだ同ロープが船尾方に引かれ、右手小指が同ロープとローラとの間に挟まって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、揚錨作業に対する慣れと油断があったことから、アンカーウインチを作動させたままローラ前方のアンカーロープをつかんだものと考えられる。</p> <p>船長が、揚錨作業の際、周囲の状況を確認しなかったこと及び同乗者Aにアンカーウインチの危険性を説明していなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、小島北方沖において揚錨作業中、錨が海底に引っ掛かった際、船長が、アンカーロープを船首方に送り出そうとしてアンカーウインチを作動させたまま、空転しているローラ前方の同ロープをつかんだため、同乗者Aがローラ後方の同ロープを引いた際、ローラに噛んだ同ロープが船尾方に引かれ、右手小指が同ロープとローラとの間に挟まったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、ローラ付近のアンカーロープに触れる場合、必ずアンカーウインチのスイッチをOFFにすること。</li> <li>・ 船長は、アンカーウインチ等の危険性のある機器を作動させる場合、周囲の状況を確認すること。</li> <li>・ 船長は、船舶の運航に関する知識のない者を乗船させる場合、事前に危険性のある機器や場所、行動について説明しておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

